

公売財産明細書

売却区分 番号	7	見積価額	200,000円
		公売保証金	20,000円

財産の表示

- 所在 山梨県都留市つる一丁目1454番10
 家屋番号 1454番10
 種類 居宅
 構造 木造亜鉛メッキ鋼板ぶき2階建
 床面積 1階 51.34㎡
 2階 26.49㎡

以上登記簿による表示

財産の状況

- 対象物件は、県道40号線の背後にある、小規模な一般住宅地域である。
- 対象物件がある地域は、非線引都市計画区域 第1種住居地域（指定建ぺい率60%、指定容積率200%）、特別工業地区である。また、すぐ北側エリアが「徳重遺跡（縄文時代、散布地）」に指定されている。
- 底地の名義は別人であり、建物のみの公売となる。
- 本物件は、所有者の親族が住んでいた当時のまま数年間放置されており、内部には所有者不明の動産類が多数放置されている。
- 執行機関は、公売財産の引渡しの義務を負わない。
- 対象物件上に存する動産類は公売対象外である。
- 消費税及び地方消費税については、建物部分は課税財産である。
- 公共交通機関について
[最寄駅] 富士急行線「都留市駅」 北方約0.3km
- 都留市は本物件のカギについて所有していない。

< その他 >

- ・当該物件については、関係公簿等を閲覧するほか、現地調査などを十分行ったうえで、公売に参加してください。執行機関（都留市）の記載した事前情報と現況が異なる場合は、現況を優先します。
- ・都留市暴力団排除条例により、公売財産を暴力団事務所の用に供することはできません。
- ・都留市は引渡しの義務を負いません。
- ・都留市は公売財産について、瑕疵（かし）担保責任を負いません。
- ・公売財産内の動産の撤去、占有者等に対しての明け渡し請求、前所有者からの鍵の引渡などはすべて買受人が行うこととなります。
- ・権利移転及び危険負担の移転の時期は、買受人が買受代金の全額を納付した時です。ただし、農地等は農業委員会等の許可又は届出の受理があった時です。
- ・所有権移転登記は、買受代金の納付後、買受人の請求により都留市が行います。登録免許税など、所有権移転登記に係る費用は買受人の負担となります。